

●香川県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年8月27日から同年9月17日まで一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 羽方豊中線（225号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町羽方字汗谷 1763番1地先から 三豊市高瀬町羽方字汗谷 1764番1地先まで	前	9.4~11.2	78	香川用水施設緊急対策事業による仮設道の設置
	後	9.4~11.2	78	
		14.8~14.8	88	

- 4 供用開始の期日 令和3年8月27日